

## 国第十三回 参議院文部委員会会議録第十八号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 賢隆君  
理事 加納 金助君  
高田なほ子君

委員 木村 守江君  
黒川 武雄君  
高良 とみ君  
堀越 儀郎君  
荒木正三郎君  
相馬 助治君  
矢嶋 三義君  
岩間 正男君

政府委員 文部省管理局長 近藤 直人君  
事務局側 常任委員 石丸 敏次君  
会専門員 竹内 敏夫君

説明員 文部省管理課長 福田 繁君  
局務課長 畠山 駿君

本日の会議に付した事件

○私立学校振興会法案(内閣送付)

○委員長(梅原 賢隆君) これより文部委員会を開きます。最初に私立学校振興会法案の質問に入りますが、総括質問に關

して御発言のかたはお願いをいたしました。

○高田なほ子君 それではこの前第二十二條第三項、つまり私立学校教職員の厚生に関する事業の内容についてどういう御計画をお立てになつておられるかと、それを伺いたいということを発言いたしておきましたが、その項目についての具体的な計画を御説明願いたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) それでは概要を御説明申上げます。財団法人私学振興会共済事業概要というのをお手許を前回申上げたのでございますが、これにつきまして先ず財団法人私学振興会が教職員の共済事業を専ら行うというこ

とを前回申上げたのでございますが、この財団法人私学振興会の共済事業のやり方は、現在ありますところの公立学校の共済組合のそれに全く同様な様式で考えております。この財団法人私

学振興会の共済事業の事務費は全額国庫から補助いたします。昭和二十六年度は約二百万円、昭和二十七年度は約四百八十万円という事務費の補助を考えております。それから共済事業の事業費は、私立学校教職員の給與の千分の七〇といたしまして、その負担割合はこれを大学と高等学校以下に分けまして、大学の教職員は十分の四、学校法人は十分の四、補助金は十分の二、高等学校以下は教職員は同じく十分の四、学校法人も同じく十分の四、補助金も十分の二、かように考えておりま

す。それから私立学校の教職員の共済

事業の加入率でございますが、これは昭和二十七年度においては二五%程度から逐次増加いたしまして、おおむね

十二條第三項、つまり私立学校教職員の厚生に関する事業の内容についてどういう御計画をお立てになつておられるかと、それを伺いたいということを発言いたしておきましたが、その項目についての具体的な計画を御説明願いたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) それでは概要を御説明申上げます。財団法人私学振興会共済事業概要というのをお手許を前回申上げたのでございますが、これにつきまして先ず財団法人私学振興会の共済事業を専ら行うとい

うとを前回申上げたのでございますが、この財団法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会法の第二十二條の第三項に基きまして、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会法の第二十二條の第三項に基きまして、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

ております。なおこの特殊法人私学振興会の共済事業に対しましては、この特殊法人から財団法人私学振興会の共済事業に対しましてはでき

論であると思うのですが、そのできるだけということの内容が非常に漠然としておるわけであります。で、私は前回から問題にしておりますのは、教職員の共済事業というものについて余り効果を挙げておらなかつた。これは十分にお認めになつておられたようでありますが、それを解決する一つの立法

案がなされておらなかつたという点は、我々も十分これを認めざるを得ないでございます。このたび特殊法人私学振興会を設けましてこの特殊法人にお認めになつておられたのでありますけれども、できるだけと

ありますが、それは解説する一つの立法的な措置として今度の法案が出たのでありますけれども、できるだけと

済事業を積極的に推進いたしたいと考えておるのでございます。この財団法人私学振興会の共済事業がこれまで振わなかつたと申しますのは、この共済事業につきまして只今まで十分なる計画がなされておらなかつたという点は、我々も十分これを認めざるを得ないでございます。このたび特殊法人私学振興会を設けましてこの特殊法人にお認めになつておられたのでありますけれども、できるだけと

ありますが、それは解説する一つの立法的な措置として今度の法案が出たのでありますけれども、できるだけと

○高田なほ子君 私がこういいくどい質問を申上げている意図はよくわかつていらっしゃると思うのですが、一将功成つて万卒枯るというごとくにこの教職員の福利厚生という面が極めて今日私立学校の場合重要な條件に置かれているというのにかかわりませず、その点がまだどうしてもあいまい模糊としている。私の聞き違いかも知れませんが、財團法人私学振興会を今度設けて能う限りこれに援助するという御発言であったと思うのですが、新しくそういうもの又設けられるのですか、そういやないのでしよう。

○政府委員(近藤直人君) 財團法人私学振興会はすでに設けてござります。

○高田なほ子君 つまりこの去年できました財團法人私学振興会といふものを教員の共済組織の母体として、特殊法人からできる限りの助成をして行く、こ

ういうお建前のように聞いているわけ

であります。そこで先ほどの私の質問についていさかがピントがそれている

点があるのです。なぜ共済事業の加入

している教員が二五%にしか過ぎない

のか、つまり現行法でなし得る一つの

社会保障の面として規定されているの

は、健康保険に加入するような問題が

あるわけであります、この健康保険

加入の場合は、なぜ私立学校の先生が

たが必要を認めながらそこに入ること

ができないか。あなたのほうがおつし

やいませんから私のほうから指摘しま

す。今までも職場でこれは全員の二分

の以上に賛成があれば加入の申込み

ができる。ところが現場においてはな

かなかその二分の一以上の賛成がない。むしろ反対をしている。結局校

長、教頭と古參教員といったようなものが反対をすればこれはいくら下級の教員が入りたくても入れない。而も経営者の権力が非常に私立学校の場合強調成つて万卒枯るというごとくにこの教職員の福利厚生という面が極めて今日私立学校の場合重要な條件に置かれているというのにかかわりませず、その点がまだどうしてもあいまい模糊としている。私の聞き違いかも知れませんが、財團法人私学振興会を今度設けて能う限りこれに援助するという御発言であったと思うのですが、新しくそういうもの又設けられるのですか、そういやないのでしよう。

○政府委員(近藤直人君) 財團法人私学振興会はすでに設けてござります。

○高田なほ子君 つまりこの去年できました財團法人私学振興会といふものを教員の共済組織の母体として、特殊法人からできる限りの助成をして行く、こ

ういうお建前のように聞いているわけ

であります。そこで先ほどの私の質問についていさかがピントがそれている

点があるのです。なぜ共済事業の加入

している教員が二五%にしか過ぎない

のか、つまり現行法でなし得る一つの

社会保障の面として規定されているの

は、健康保険に加入するような問題が

あるわけであります、この健康保

険加入の場合は、なぜ私立学校の先生が

たが必要を認めながらそこに入ること

ができないか。あなたのほうがおつし

やいませんから私のほうから指摘しま

す。今までも職場でこれは全員の二分

の以上に賛成があれば加入の申込み

ができる。ところが現場においてはな

かなかその二分の一以上の賛成がない。むしろ反対をしている。結局校

長、教頭と古參教員といったようなものが反対をすればこれはいくら下級の教員が入りたくても入れない。而も経営者の権力が非常に私立学校の場合強調成つて万卒枯るというごとくにこの教職員の福利厚生という面が極めて今日私立学校の場合重要な條件に置かれているというのにかかわりませず、その点がまだどうしてもあいまい模糊としている。私の聞き違いかも知れませんが、財團法人私学振興会を今度設けて能う限りこれに援助するという御発言であったと思うのですが、新しくそういうもの又設けられるのですか、そういやないのでしよう。

○政府委員(近藤直人君) 財團法人私学振興会はすでに設けてござります。

○高田なほ子君 成るほど、健保に加入できない一つの原因としてそういう

ことは、この前の質問でも十分にあなたも認めて私も又これを指摘しております。そうだとすると、この二十二條

第三項をいかすためには、やはり今まで認められて私も又これを指摘しております。そうだとすると、この二十二條

第三項をいかすためには、やはり今まで運営の面において相当考慮しなければならないというようなことを十分にお聞きしたいと考えておつたの

であります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてるのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

のであります。そこでお伺いしたいことは、この財

團法人私学振興会なるものの役員であ

ります。この役員というのは、一体どう

いうふうにしてこれはきまつて来た

のですか。又そのきめ方はどういうよ

うにしてこれがきまつてのでござ

うか。これが母体となるお話であります

からこの点を十分に伺つておきた

のであります。まだいさか要領を得ない

の業務を行うために新たな構想を立てられなかつたのか、こういうものを通すなら新しい出発をして、こういうとかくの因縁のあるようなものは解散して差支えないのじやないのですか。なぜこれを残さなければならん、なぜこれに共済事業だけをやらせなければならぬか、その明確な理由を一つ伺いたい。

卷之三

○説明員(財田謙吾) その辺につきましては、私どもの多少の見込違いもありますけれども、大蔵省方面のいろいろな予算上の問題もございまして、本当ならばそうした、全然解消しまして新らしい財団法人といふもので共済組合としてやつて行くということも、これは一つの方法としてできないことではないと思います。併しながらその財団法人につきましては、若干の基金等もすでに私立学校関係者からきりょう出されております。せつからある財団法人でござりますので、そういう共済事業のみを行つう財団法人の切換えるのが先ず穏当ではあるまいか、そういうような考え方からしまして共済事業を財団法人に切換えた、そういうことを考えている次第でございます。

に掲げた以上は、やはり新たな発足としましても少し問題の内容の解決がさわやかになればならないと思うのであります。が、これは私の意見になります。大変毛頭ないのです。先ほどからよくおかれりのようすに、私立学校の教職員の置かれている立場、實にこれは給與の平均数字においても実に低い、そして社会保障制度にもそのために浴し得ない、而も恩給は例を見ざるような冷遇の状態に置かれていた。私立学校を真におこすものは私は理事者の独創的な行動や考へではないと思う。經營者をよろこばせることが私立学校をよくすることだとは決して考えません。私立学校を本当に盛り立てて行くものこそ直接子供たちの指導の任に當る私は教員の問題だと思う。そういう考へ方からこの私立学校振興会が発足することを私は非常に期待を持つたわけなんですね。けれどもいろいろ御質問申上げて行きますれば、この共済の方面についてでは誠に儀礼的な内容にさえも考えられて喜びしく心細く思うわけあります。こういうようなことではこの法案の真の精神が生きることではあります。せんので、今後若し仮に財團法人私学振興会が教員の共済面に対してもあらゆる努力をし、又特殊法人私学振興会もあなたの言うごとくにできるだけとができるだけ助成をするなどということはお余りをそつちへ流すというような、そういううばかげた今まで通りの考え方ででは、これは了承しかねるので、やは

り全部の予算の中から福利厚生の面についてどのくらいのものをやる、どのくらいのものを助成して行かなければこの問題は解決しないのだというよろづやくべきだ。どうしても私の疑惑、私の憂えていることは解消しそうにもないのであります。

その次に考えるということでなしに、相並行いたしましてこの共済事業にきましても十分考えて行きたい。いたされこれは特殊法人の役員が決定いたしましたところで事業の方針につきましても具体的にきめられることと考えるのでござりますが、少くとも我々いたしましてはと共に並行してこの問題を解決するというふうに考えております。



の事業といたしまして、私立学校の經營のために必要な資金を貸付け、又教職員の福利厚生、研修のために助成をするということが並行して行われるべきであると考えております。

○矢嶋三義君 あなたは並行といいますけれども、もう少し突込んでおきたまの金を出す、これもまあ並行だと思いますが、具体的に伺いますが、財團法人私学振興会概要というプリントを頂きました、その数字の第五のところに、特別法人私立学校振興会からの助成は、共済事業に重点をおいて行う予定である、こういうふうに書かれております。この財團法人私学振興会への特別法人私立学校振興会からの助成、それがあつた場合は共済事業に重点におかかるというのはわかるのですが、この特別法人私立学校振興会への助成は、これはやはり振興会から財團法人への助成も重点的にやられますか。私は先ほどからの発言をそういうふうにとつてるのでござりますが、差支えございませんね。

○政府委員(近藤直人君) 特別法人私立学校振興会が経営のために必要な金を貸付ける、それと並行いたしまして私立学校の教職員の福利厚生の事業のために助成をするということが並行して行われるということを私は申上げました。而して私立学校的教職員の福利厚生の事業のために助成が行われる場合には、この共済事業のために重點をおくという意味であります。

○矢嶋三義君 それはわかつているのです。私がお伺いしているのは特別法

人私立学校振興会から、財團法人私学振興会へ助成がなされるわけですね、その助成は全部のワクの具体的に言うならば何%程度、言葉で言えば重点、ウェイトのかけたたですね、それを具体的に私は伺っているのです。学校の経営のほうに九五%金を廻して、その面に金を出す、これもまあ並行だと思いますが、具体的に伺いますが、財團法人私学振興会概要というプリントを頂きました、その数字の第五のところに、特別法人私立学校振興会からの助成は、共済事業に重点をおいて行う予定である、こういうふうに書かれております。この財團法人私学振興会への特別法人私立学校振興会からの助成、それがあつた場合は共済事業に重点におかかるというのはわかるのですが、この特別法人私立学校振興会への助成は、これはやはり振興会から財團法人への助成も重点的にやられますか。私は先ほどからの発言をそういうふうにとつてるのでござりますが、差支えございませんね。

○政府委員(近藤直人君) 特別法人私立学校振興会が経営のために必要な金を貸付ける、それと並行いたしまして私立学校的教職員の福利厚生の事業のために助成をするということが並行して行われるということを私は申上げました。而して私立学校的教職員の福利厚生の事業のために助成が行われる場合には、この共済事業のために重點をおくという意味であります。

○矢嶋三義君 それはわかつているのです。私がお伺いしているのは特別法

校共済組合の給付内容とほぼ同様であるということを申上げましたが、これとか或いは支給期間、そういったものは全部同じに考えております。それから財團法人私学振興会のほうへ五%、これがでもあなたの言葉で以てすれば運行したと、こういうふうに私も解釈であります。そこにはつきりしない点があるのです、立案者としてどういう見解を持たれているのかお伺いしているのです。先ほどから私立学校の教職員のベースが低いとか、あるいは勤労條件が不十分なために十分の教育ができないということが繰々この前から述べられたことですが、これを解決するために具体的にどういう構想を立てておられるかというのと私は立てるつもりです。このあなたから頂いた事業概要によりますと、昭和二十九年度、明後年度における目標を八〇〇%一〇〇%ですね。このあなたから頂いた事業概要によりますと、昭和二十九年度、明後年度における目標を八〇〇%としてあるわけです。どういうわけでこの八〇%という数字を出されたのですか、それが一点と。

○矢嶋三義君 それではもう少し具体的に突込んでお伺いいたいのです。が、それはこの財團法人私学振興会の共済事業概要にあるこれがねらつてあります。この共済事業概要にのつとつてやると言われますか、やられた場合にこれを助成するところの金額と、それから二十條の第一項で私立学校的経営に出されるところの金額との比率は大よそ何対何と計算されておられるのか、それを承わりたい。

○説明員(福田繁君) 先ほどの御質問に少し補足いたしたいと思いますが、この共済事業概要にのつとつてやると、行いと申しますが、結局この特殊法人が、それから公立学校共済組合、あれの比較ですね、例えば掛金、負担金の比較、給與の比較、それほどの程度になつていいのか、概略の百分比で答弁願いたい。

○政府委員(近藤直人君) 前回公立学校振興会の共済事業と一応比較しておきましては、大体標準報酬の千分

の三十というものを本人が掛金として支拂つております。それから公立学校共済組合につきましては千分の二十九、それからこの私立学校的共済事業につきましては千分の二十八、やや低く計算いたしておりますが、できるだけ本校共済組合と保険給付等の療養の場合も全部全く同じでございます。初診料とかも或いは支給期間、そういったものと合わせておきますが、それから被扶養者の保険給付等がござりますが、ほぼ公立学校共済組合と同じでございます。そのことを申上げておきたいと思いますが、ただ公立学校の共済組合におきましては強制加入組に考えております。

○矢嶋三義君 私は両方の案を十分検討しておりますので一応そそのお言葉は承わっておりますが、それでは公共学校の教職員の共済組合は加入率は一〇〇%ですね。このあなたから頂いた事業概要によりますと、昭和二十九年度、明後年度における目標を八〇〇%としてあるわけです。どういうわけでこの八〇%という数字を出されたのですか、それが一点と。

○矢嶋三義君 それからお伺いいたしたい点は、この共済事業概要にのつとつてやると、行いと申しますが、こうして始めたとしているわけであります。

○説明員(福田繁君) 先ほどの御質問に少し補足いたしたいと思いますが、この共済事業概要にのつとつてやると、行いと申しますが、結局この特殊法人が、それから公立学校共済組合、あれの比較ですね、例えば掛けた程度のもの、それに相当する程度のものを一応助成して行くというよう

○説明員(福田繁君) これは金額の比率と申しますが、結局この特殊法人が、それから公立学校共済組合、それから私学振興会の共済事業とつたものについて、それから負担率を掛けておきますので、これに基いた事業費が大体八千万円なら八千万円といつたものの比較をいたしますが、健康保険のものを一応助成して行くというよう

○説明員(福田繁君) 組合員は強制加入でなくて任意加入、勿論そうであります。が、これは内容は非常にいいということが、これは内容は非常にいいということがあります。それで、宣伝しなくても私は強制加入みたいに一〇〇%近くなつて来ると思つてます。そういう方向に今後進んで行つてもらわなくちゃならないと思いますが、更に先ほど局長の答弁で並行的にやると言つて非常に言葉はきれいでございますが、実質的には予算の使えるところの率といつるのは、これでは教職員の共済組合に廻される金というものはやはり微々たるもののように私は看取されます。それらにつきましては又意見になりますので後日に廻したいと思います。

○説明員(福田繁君) そこでこれと関連ある問題としまして、財團法人私学振興会でやるわけですが、この財團法人私学振興会としてはできるだけたくさんの先生がたが加入することを希望いたしておりますけれども、現在のところ大体一万余人程度の加入者がございます。従つてこの趣旨が普及徹底いたしますとだんだんに殖えて参ると思いますが、こうした団体としては強制加入でこれをやつたので、現在のところ大体一万余人程度の加入者がございます。従つてここで行いくといふことは無理だらうと考えます。従つて任意加入としてできるだけたくさんの方先生がたを加入させてくださいとしているわけであります。

○矢嶋三義君 その金額の比率はどのくらいに考えているの。

○説明員(福田繁君) これは金額の比率と申しますが、先ほどの答弁によると、この運営に当られるところの役員のかたは私学総連の御推せんに基くものである、こういう御答弁でございますが、そうだとすれば私立学校的教職員の共済事業を国庫からの若干の助成を受けてやるところの、この事業を運営するところの役員は殆んど理事者側だけであつて、一般私立学校的教職員は入つていらないんじゃないですか、こういうふうに私は考えるんですが、内容はどうなつておりますか。若しも理事者側で多数役員を占めている場合に、果してそういう役員構成が適当とお考へになられるかどうか、それらに対する御見解を伺いたい。

○説明員(福田繁君) 財團法人私学振興会は、先ほど申上げましたように私学総連におきましてこれを準備した

さん下に入つております各私学団体が代表を送つたような形になつております。従つて現在の財團法人私学振興会におきましては、お説のように割合に教員は少いように思います。併しながら当初いろいろな事業を考えておりましたので、今回のこの特殊法人私立学校振興会といふものが発足いたしますと、先ほど申しましたように共済事業のみをやる財團法人に切り換る予定でござりますので、そのときにこの役員、評議員といったよだんなものにつきましてはもう一度再検討される予定になつております。

○矢嶋三義君 その再検討される予定というのはやはり何ですか、文部大臣が指導権を持つておられるのですか、それとも文部省としておられるのですか、それとも文部省とそれから一般教職員とから出でて頂くといふことが補助金を出す趣旨からも必要でございますので、実際上多少の相談はして参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 只今の答弁では、実際上の相談をして、文部省としては、理事者側とそれから一般教職員とから出でているところの役員といふものがバラシスがとれるようになりますと、これが文部省の見解であると、こういふふうにまあ了承したわけでございますが、この私立学校振興法におきますところの評議員の任命あたりにつきましても、第二十條でうたわれておりますが、ここに「私立学校関係者のうちか

○政府委員(近藤直人君) この特殊法人私立学校振興会の性格でございましょうが、やはり何と申しましても、只今このところでは金融機関的な性格が多分にあるというふうに考えておりますので、而もその対象が私立学校であるということになりますと、やはりどういたしましてもその理事者につきましては比較的中立的な方が適当ではないかというふうに考えられるのでござります。

併しながら、この特殊法人私立学校振興会に対しまして、私学の意見を十分に反映させにやならんということは、これは極めて大事なことでありますので、この評議員の中に私学関係者を加えまして十分その意向が反映できるようになると、かように配慮いたしております。

○矢嶋三義君 これは先般私ちよつとお伺いいたしましたけれども、私立学校の自主性堅持といふような立場から、監督権の問題と又関連して来ますので、更にお伺いするわけですが、私立学校関係者という者の中からも選ばたいといふ、その私立学校の関係者としていることについてはどういうふうに考えておなつてあるのですか。

○政府委員(近藤直人君) 御質問の趣旨がはつきりいたしませんが、関係者といふ意味はどういう意味でいまようか、ちょっともう一度お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校関係者という意味は広く解釈しておりますと、理事者のみでなしに教職員も当然の中に包含されるものと考えております。要するに眞に適材でありますれば考慮したいという気持でござります。

○矢嶋三義君 中立とか適材とかいうところではほかしているのですが、私立学校の教職員が私立学校の関係者であるということは、これはもうお伺いするまでもないわけであります。先ほど私が財団法人私学振興会の役員の点でもお伺いしたのですが、それで課長のお言葉から文部省の方針というものは大体私はうなづけたようなんですが、私はつきりお伺いたしたい点は、教職員の中から適任者があるものも、私はたくさん教職員がおれば適任者がないということはないと思うのですが、そういう中からやはり任命して、そうして役員構成というようなものを民主的にする決意はあるのかどうかということを承わつて、それと連してついでに承わりたいのですが、由であるべき自主性あるべきところの私学に対して非常に拘束力を持つと、これは一切の運営をやるわけですから、或いは一つの圧力が加わるとか、さいますから、その役員会を通じて自由であるべき

おらないかどうか。若し懸念ありとするならば、そういう懸念を杞憂に終らせるためにはどういうふうにしたらよいとお考へになつておるか、という点については立案者として懸念され併せて御答弁願いたい。

○政府委員(近藤直人君) 評議員に科学關係者を入れる場合に、理事者のみならず教職員も入れるかどうかかといふ御質問でございますが、その点につきましては真にふさわしい人がございますればそれを参加させるという気持でございます。それから評議員に私學關係者を入れましたために事業の運営に相当私學の自主性を失うようなインフルエンスを與えるのではないかといふ御意向でございますが、その点は私は恐らく杞憂ではないかというふうに考えております。

○矢嶋三義君 私がお伺いしたのは、評議員の構成の適正を得なかつた場合、やはり或る程度の助成の権限なんか持つておりますので、私學の自主性を拘束するようなことは懸念されないかというのです。若し懸念されるとなれば、それに對して評議員の構成なんかについてはどういうようにお考えになつておられるかと、こういうようにお伺いしているのです。私立学校の教職員を入れて云々とお伺いしていくわけではないのです。

○政府委員(近藤直人君) 評議員の数の問題でございますが、或いは質の問題でございますが、いろ／＼内容によつて考え方ができようかと思うのですが

つきましては、評議員の審議事項は一応第十九條で法定されておりますし、要は運営によりましてそういうのよな危険はないよう考慮されるよではないか、かように考えております。

○相馬助治君 私、近藤局長に一点だけ伺いたいと思います。先ず私立学校の現在の状況から見て一番問題であることは経営上財政の問題をどうするかということだと思うのです。従つてこの私立学校振興会というこの法案を作らうとする意図も、そういう意味で財政的な面について時宜に適したようこれをカバーしてやることだと、こういうふうに考えているわけであります。そういう基本的な立場に立つて第五條を見ますと非常にこれは彈力性のある條文になつております。で、この彈力性のある條文といふのは、国の財政がゆたかであつてそつとしてその時に応じて振興会側の意思といふものが十分にくまれる可能性に立つ場合においては、彈力性のある條項といふのがよろしいということは、これは異論のないところです。ところが国の財政といふものが極めて窮屈している現在においては、彈力性のある條文といふものは結果的には私立学校側にとつて不利な結果を生むということは、幾つかの他の法律がこれを教訓として教えていると思うのです。そこで私は尋ねたいのですが、一体第五條のよう規定によって将来必要な政府出資を十分に期待できるかどうかということが第一点。それを細かくいたしまして、第五條の後段に示された第三項の規定により出資された債権の額に相当

する云々、この債権の額といふもののが、どういふに具体的には計数的に計上するかということになりますと、これは必ずしも振興会が計上したものと政府側がこれをその通りに認めかかるかということについて多く問題をはらんでいると思うのです。それは具体的に言つまでもなく、この債権の額といふの中には極めて不良なるものもありますし、完全に回収されるものもあるというような意味でそういうことが予定されます。従つてそれらの関連においてこの五條の五項が完全に本規定によって生きて来るかどうか、即ち具体的に言ひまするならば、こういう彈力性のある規定が、むしろ私学振興会が出発して業務を遂行する場合に邪魔になる段階が来はせんか、こういうことについての見通し。

並びに第五條を起草された立場からこれに連関しての御意見、これを総合的

に承りたいと存じます。この問題が私はこの本法案の最も基本的な問題と

思ひます。他にいくら名文を並べてみたところが、政府の十分な出資を期

待しえないところの私学振興会といふものが恐らく意味がないといふことは多々論を待たんと思ひます。従つてこ

れにつきまして局長の明快なる御見解をこの際開陳願いたいと存じます。

○政府委員(近藤直人君) 只今の御質問の御趣旨は、第五條の資本金を増加するということは将来期待できるかどうかということであらうかと思うのでござりますが、成るほど現金出資が三億九千万円、あと十七億六千万円といふものが債権であるということでは、



る。

第六條第一項中「教育學部又は學  
芸學部を有する大學が、」を「大學  
が、」に改める。

附則第4項中「大學の附屬圖書館」  
を「學校に附屬する圖書館」に改  
め、「職員」の下に「(大學以外の學  
校に附屬する)圖書館の職員にあつて  
は、教育職員免許法(昭和二十四年  
法律第百四十七号)第四條に規定す  
る普通免許状若しくは仮免許状を  
有する者又は教育職員免許法施行法  
(昭和二十四年法律第百四十八号)  
第一條の規定により普通免許状若し  
くは仮免許状を有するものとみなさ  
れる者に限る。」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所